

宇和島市通級指導教室担当者手引



令和7年3月

目次

1	宇和島市通級指導実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	手続の流れと留意点について・・・・・・・・・・	11
3	開始日・終了日について・・・・・・・・・・	12
4	教育課程の時数について・・・・・・・・・・	12
5	指導要録の記載（記入例）について・・・・・・・・	12
6	年間予定・・・・・・・・・・	14
7	通級希望の教育相談・教育支援委員会小委員会について・・・・・・	15
8	合同連絡会について・・・・・・・・・・	16
9	研修について・・・・・・・・・・	17
10	巡回指導について・・・・・・・・・・	22
11	自立活動の区分項目・・・・・・・・・・	23
※	通級指導教室リーフレット	

(趣旨)

第 1 条 この告示は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令 11 号）第 141 条に基づき、宇和島市立の小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）に在学する児童又は生徒に対して、通級による指導（以下「通級指導」という。）を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「通級指導」とは、小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のうち、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導が必要な者（以下「対象者」という。）に対して、小中学校における特別な教育の場（以下「通級指導教室」という。）で受ける指導をいう。

(通級指導の形態)

第 3 条 通級指導の形態は、次の各号に掲げる形態の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自校通級 通級指導を行う教室が設置されている学校（以下「通級指導校」という。）に在籍する対象者が当該通級指導校において受ける通級指導
- (2) 他校通級 通級指導校以外の学校に在籍する対象者が通級指導校において受ける通級指導
- (3) 巡回指導 通級指導校の担当者が対象者の在籍校を巡回して行う通級指導

(通級の申込み等)

第 4 条 通級指導を希望する対象者の保護者（以下「保護者」という。）は、通級指導申込書（様式第 1 号）を当該対象者が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の校長を経由して、宇和島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

- 2 前項の規定により通級指導申込書の提出を受けた在籍校の校長は、当該申込書に通級指導申込報告書（様式第 2 号）を添えて、教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申込みを受けた対象者について、通級指導が適当と認めたときは、通級指導開始報告書（様式第 3 号）により通級指導校（通級指導校と在籍校が同一である場合を除く。以下同じ。）の校長に対し、その旨を通知するものとする。

4 教育委員会は、通級指導を認めるに当たり、あらかじめ宇和島市教育支援委員会の意見を聴くものとする。

5 第3項の規定により通級指導開始報告書の提出を受けた指導校の校長は、当該報告書に掲げる所定の事項について、在籍校の校長と協議を行った上で、教育委員会に報告を行うものとする。

6 教育委員会は、前項の報告を受けた後、通級指導承認書（様式第4号）により、通級指導を行う日時その他の必要な事項を、在籍校の校長を経由して保護者に通知するものとする。

（特別の教育課程の編制等）

第5条 在籍校の校長は、前条第6項の規定による通知を受けたときは、対象者に係る特別の教育課程（以下「個人別教育課程」という。）を編制し、通級による指導個人別教育課程（小学校にあっては様式第5-1号、中学校にあっては様式第5-2号。）を、通級指導校を通じて教育委員会に届け出るものとする。

（個別の指導計画の作成）

第6条 在籍校及び通級指導校の校長は、個人別教育課程に基づき、対象者に係る個別の指導計画の作成について協議を行うものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議を踏まえて個別の指導計画を作成し、在籍校の校長に通知するものとする。

（通級指導の終了）

第7条 在籍校の校長は、通級指導を受けている対象者について、通級指導校の校長の意見を聞いた上で、通級指導の必要がなくなつたと判断したときは、通級指導終了報告書（様式第6号）により、教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けた対象者について、通級指導の終了が適当であると認めたときは、保護者に対し、通級指導終了通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、通級指導に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4条第1項に規定する通級による指導の申込みその他必要な手続きは、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

宇和島市教育委員会 様

(宇和島市立 学校長 様)

保護者氏名

(続柄 :)

通級指導申込書

下記のとおり、通級による指導を申し込みます。

なお、教育委員会が児童生徒の状況について、在籍校の校長に意見を求めることに同意します。

記

氏名・生年月日 ふりがな	(年 月 日 生)	性 別	☐ 男 ☐ 女
在籍校・学年	宇和島市立 学校 第 学年		
住 所	〒 ー		
連 絡 先	(自宅) (携帯)		
通 級 指 導 校	宇和島市立 学校通級指導教室 (教室)		
指 導 形 態	☐ 自校通級 ☐ 他校通級・巡回指導		

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

宇和島市教育委員会 様

宇和島市立 学校
校長

通級指導申込報告書

保護者から通級による指導の申込みがあった者について、通級による指導を受けさせる必要がありますので、下記のとおり報告します。

記

ふりがな 氏名・生年月日	(年 月 日 生)	性 別	☐ 男 ☐ 女
在籍校・学年	宇和島市立 学校 第 学年		
住 所	〒 ー		
保 護 者 氏 名	(続柄：)		
連 絡 先	(自宅) (携帯)		
通 級 指 導 校	宇和島市立 学校通級指導教室 (教室)		
指 導 形 態	☐ 自校通級 ☐ 他校通級・巡回指導		
理 由 (障がいの状態等)			

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

宇和島市立 学校長 様

宇和島市教育委員会

通級指導開始報告書

別添(様式第2号の写し)のとおり通級による指導の申込みがあり、指導を受けさせることが適切であると認めましたので、通知します。

ついては、在籍校と通級指導の曜日や授業形態等について協議を行い、教育委員会へ報告願います。

記

1 在籍校と協議する内容について

- ・ 指導形態(他校通級・巡回指導)
- ・ 通級開始日
- ・ 授業時数(週当たり)
- ・ 指導日(曜日・校時)
- ・ 授業形態(個別指導・グループ指導)
- ・ 通級の目標(区分項目)

2 報告する項目について

- ・ 氏名
- ・ 在籍校・学年
- ・ 通級指導校
- ・ 担当者
- ・ 指導形態(他校通級・巡回指導)
- ・ 通級開始日
- ・ 授業時数(週当たり)
- ・ 指導日(曜日・校時)
- ・ 授業形態(個別指導・グループ指導)
- ・ 通級の目標(区分項目)

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様
(宇和島市立 学校長 様)

宇和島市教育委員会 [印]

通級指導承認書

通級による指導について、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

氏 名	
在籍校・学年	宇和島市立 学校 第 学年
通 級 指 導 校	宇和島市立 学校通級指導教室 (教室)
担 当 者	
指 導 形 態	☐ 自校通級 ☐ 他校通級 ☐ 巡回指導
通 級 開 始 日	年 月 日
授 業 時 数	週当たり
指 導 日	曜日 第 校時
授 業 形 態	
通 級 の 目 標 (区 分 項 目)	

- ※ 通級指導の初日については、在籍校又は通級校より別途連絡があります。
- ※ 個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、在籍学級、家庭、通級指導教室が連携して支援を行います。
- ※ 通級指導教室において授業参観や懇談を実施しています。詳しくは通級担当者から連絡があります。

宇和島市教育委員会 様
(宇和島市立 学校長 様)

学 校 名
校 長 名
学級担任名

年度 通級による指導個人別教育課程

1 対象児童

氏 名	学年	性別	開始日 (変更日)	年 月 日 (年 月 日)
主たる障がい ☐ 言語障がい ☐ 自閉症 ☐ 情緒障がい ☐ 弱視 ☐ 難聴 ☐ LD ☐ ADHD ☐ 肢体不自由 ☐ 病弱・身体虚弱				
通級による指導の目標(区分項目)				

2 教育課程

通級による指導授業時数(週当たり)	通常の学級の各教科等の授業時数(年間)													
自立活動の指導	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	特別の教科 道徳	外国語 活動	総合的な学習	特別活動

3 通級の方法

通級の種別	自校・他校・巡回	片道所要時間	
交通機関		付添い	

4 通級による指導を行う学校における指導の概要

学校名	宇和島市立 小学校	校長名	
通級による指導の種別		担当者名	
自立活動の指導			
授業時数(週当たり)			
指導日(曜日、時限)			
授業形態(個別指導、グループ指導等)			

※ LD、ADHDの児童で、月単位の指導を行っている場合は、通級による指導時数については、月当たりと修正して記入する。

宇和島市教育委員会 様
(宇和島市立 学校長 様)

学 校 名
校 長 名
学級担任名

年度 通級による指導個人別教育課程

1 対象児童

氏 名	学年	性別	開始日 (変更日)	年 月 日 (年 月 日)
主たる障がい ☐ 言語障がい ☐ 自閉症 ☐ 情緒障がい ☐ 弱視 ☐ 難聴 ☐ LD ☐ ADHD ☐ 肢体不自由 ☐ 病弱・身体虚弱				
通級による指導の目標(区分項目)				

2 教育課程

通級による指導授業時数(週当たり)	通常の学級の各教科等の授業時数(年間)											
自立活動の指導	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	外国語	特別の 教科 道徳	総合的 な学習	特別 活動

3 通級の方法

通級の種別	自校・他校・巡回	片道所要時間	
交通機関		付添い	

4 通級による指導を行う学校における指導の概要

学校名	宇和島市立 中学校	校長名	
通級による指導の種別		担当者名	
自立活動の指導			
授業時数(週当たり)			
指導日(曜日、時限)			
授業形態(個別指導、グループ指導等)			

※ LD、ADHDの児童で、月単位の指導を行っている場合は、通級による指導時数については、月当たりと修正して記入する。

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

宇和島市教育委員会 様

宇和島市立 学校
校長

通級指導終了報告書

下記のとおり、通級による指導を終了することになりましたので、報告します。

記

氏 名	
学 年	第 学年
通 級 終 了 日	年 月 日
終 了 理 由	

※通級指導校記入欄

上記児童生徒については、次のとおり本校の通級指導教室における指導を経て、通級による指導を受けさせる必要がなくなったものと判断しました。

担 当 者 名	
通 級 の 目 標 (区 分 項 目)	
開 始 日	年 月 日
終 了 日	年 月 日
通 算 指 導 期 間	年 月
自 立 活 動 の 指 導 授 業 時 数	時間

年 月 日

宇和島市立 学校
校長

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

宇和島市教育委員会 印

通級指導終了通知書

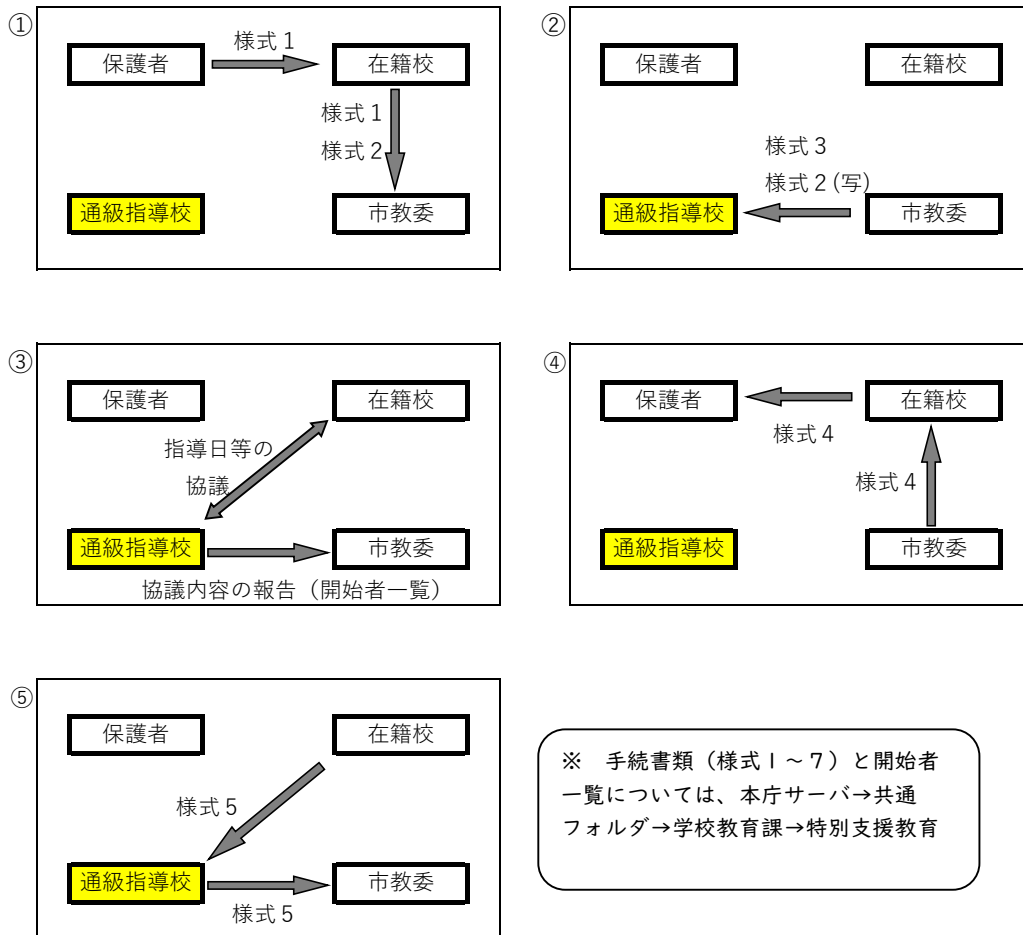
下記のとおり、通級による指導の終了を決定しましたので、通知します。

記

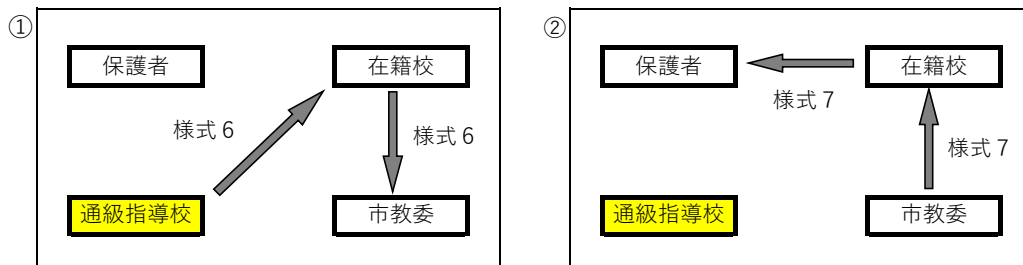
氏 名	
在籍校・学年	宇和島市立 学校 第 学年
通 級 指 導 校	宇和島市立 学校通級指導教室 (教室)
通 級 終 了 日	年 月 日
終 了 理 由	

手続の流れについて

【開始手続】



【終了手続】



留意点

- 様式第１号は自署とし、原本を教育委員会へ提出する。その他の提出書類は、データで提出する。（その年度の特別支援教育パスワードを設定すること）
- 在籍校→通級指導校、通級指導校→在籍校へ文書を送付する場合も、データの取扱いに気を付ける。
- 学校から教育委員会へ提出する文書（様式第２号・様式第６号）の日付は、提出日とする。
- 保護者宛の様式第４号、様式第７号については、在籍校で写しを保存し、原本を保護者へ渡す。
- 各手続書類は５年間保存する。
- 開始日は、統一する。（実際の授業開始日とは異なる。）PI2参照
- 開始日時等の詳細については、手続書類（様式４号）を参照する。

開始日・終了日について

【開始】

小学校…入学式・始業式の翌日（授業日）

中学校…１年生は入学式の翌日（授業日）

２・３年生は始業式の翌日（授業日）

【終了】

小・中学校…修了式の前日（授業日）

小６と中３…卒業式の前日（授業日）

転出…転出日の前日（曜日に関係なく）

【途中開始】

毎月１日：曜日に関係なく（１月は始業式の翌日）

【途中終了】

月末：曜日に関係なく（７月と１２月は終業式当日）

※ 開始の手続書類が間に合わなくても、教育支援委員会判断後の月から開始可能

教育課程の時数について

学 期	学期内時数	月	週数	月	週数	月	週数	月	週数
１学期	１２時間	４月	２週	５月	３週	６月	４週	７月	３週
２学期	１５時間	９月	４週	１０月	４週	１１月	４週	１２月	３週
３学期	８時間	１月	３週	２月	３週	３月	２週		

※ 小学１年生は、４月を１週としてカウントする。

指導要録の記載（記入例）について

Ⅰ 学習評価及び指導要録の改善等に関する指導資料より

（愛媛県教育委員会 2020.3）

【記入例Ⅰ】

〇〇市立〇〇小学校言語障がい通級指導教室で、週１時間の指導を受ける。発語器官の促進運動や構音指導を通して、正しい発音ができるようになったため、〇年１２月に通級による指導を終了した。

【記入例Ⅱ】

自校ＡＤＨＤ通級指導教室で、週２時間の指導を受ける。適切なコミュニケーションの取り方の指導により、場面や状況に応じた行動が意識できるようになってきた。

2 「チーム学校」として取り組むための通級による指導ガイドブックより

(愛媛県教育委員会 2018.3)

【記入例3】

〇〇市立〇〇小学校言語障がい通級指導教室で指導を受ける。週当たりの授業時数1時間、指導期間〇年4月～〇年12月。発語期間の促進運動や構音指導を通して、「サ行」の正しい発音ができるようになってきた。

3 宇和島市の記入例

【自校通級】

本校のLD通級指導教室に週〇時間、〇月～〇月の期間通級した。～（指導内容）を通して、～（指導結果）ができるようになってきた。

【他校通級】

宇和島市立〇〇小学校言語障がい通級指導教室に週〇時間、〇月～〇月の期間通級した。～（指導内容）を通して、～（指導結果）ができるようになったため、終了した。

【巡回指導】

宇和島市立〇〇小学校LD通級指導教室の巡回指導を週1時間受けた。指導期間は〇月～〇月。～（指導内容）を通して、～（指導結果）ができるようになってきた。

※ 記載内容についての共通理解

① 通級による指導を受けた学校名、教室の障がい種

② 通級による指導の授業時数（週または月当たりの授業時数）及び指導期間

③ 指導の内容

④ 指導の結果

- ・ 本年度指導を開始し、次年度も継続する児童生徒については、①②③を記載する。
- ・ 過年度指導を開始し、次年度も継続する児童生徒については、①②を記載する。
(ただし、目標の変更があった場合は、③も記載する。)
- ・ 本年度で指導を終了する児童生徒については、①②③④を記載する。

年間予定

時 期	内 容	主な提出文書
4 月	宇和島市通級指導教室合同連絡会（オンライン） ※ 中学校入学式の午後に実施 第 1 回通級指導教室部会 ・ 研修「教育課程について」 ・ 年間行事について、情報交換等 愛教研「通級による指導担当者研修会」 ※ 土曜日開催 特別支援教育コーディネーター連絡協議会 ・ 通級についての説明 通級リーフレットの配付	4 月開始者報告 （自校通級） 教育課程（5.1） 1 学期終了者報告
5 月	第 1 回宇和島市教育支援委員会小委員会 通級指導教室担当者連絡会①	
6 月	第 2 回通級指導教室部会 ・ 研究授業、研究協議 ・ 情報交換等 宇和島市教育支援委員会調査員会	
7 月	宇和島市夏の教育相談（はぐくみサポートステーション）	1 学期終了者報告
8 月	第 2 回宇和島市教育支援委員会小委員会 第 1 回宇和島市特別支援教育担当者研修会 通級指導教室担当者連絡会② 総合教育センター課題別研修「通級による指導担当者スキルアップ」	9 月開始者報告 教育課程（9.1）
9 月 10 月	第 3 回通級指導教室部会 ・ 研究授業、研究協議 ・ 研修報告、情報交換等	
11 月	愛教研「通級による指導担当者研修会」	2 学期終了者報告
12 月	第 3 回宇和島市教育支援委員会小委員会 通級指導教室担当者連絡会③ 第 4 回通級指導教室部会 ・ 研究授業、研究協議 ・ 視察研修報告、情報交換等 宇和島市冬の教育相談（発達支援センター）	1 月開始者の報告

時 期	内 容	主な提出文書
1 月	第 2 回宇和島市特別支援教育担当者研修会 通級指導教室担当者連絡会④	学年未終了者報告
2 月	第 4 回宇和島市教育支援委員会小委員会 通級指導教室担当者連絡会⑤ ・ 次年度の巡回指導について 第 5 回通級指導教室部会 ・ 研究授業、研究協議 ・ 引継ぎについて、情報交換等	指導要録記載例提案 教育課程（3.1）
3 月	通級指導教室担当者連絡会⑥（オンライン） ・ 次年度の合同連絡会について	4 月開始者報告 （他校通級・巡回指導）

通級希望の教育相談・教育支援委員会小委員会について

【教育相談の流れ】

① 校内委員会で検討

実態把握

通級による指導の対象かどうかの検討

指導内容の検討→教育相談の申請書の校内委員会の意見の欄に記入する。

必要に応じて事前に通級指導担当者に相談をする。

② 保護者・本人に通級指導教室の利用希望があれば、通級による指導についての詳細を特別支援教育コーディネーターが説明する。（校内での教育相談）

↓

③ 市の教育相談（通級指導担当者の 1 名以上が調査員として相談対応を行う。）

自立活動のどの区分項目を指導するのか、目標の検討等を行う。

※ 特別支援教育コーディネーターへの通級指導教室の利用に関する教育相談についての説明は、4 月の特別支援教育コーディネーター連絡協議会で毎年行う。

④ 教育支援委員会小委員会での専門家の意見聴取・教育委員会の判断後、通級指導校へ判断結果と関係資料が送付される。

【宇和島市教育支援委員会小委員会について】5 月 8 月 12 月 2 月

○ 通級担当者は全員参加する。

○ 通級による指導の対象かどうか、自立活動のどの区分項目を目標にすればいいのか、どのような指導が考えられるか等を考え、意見を述べる。

合同連絡会について

- 通級指導教室利用児童生徒の学級担任、在籍校の特別支援教育コーディネーターとの連絡会を宇和島市合同で開催する。
- 文書の作成・発送、Zoom のホストについては、学校教育課が行う。
進行や内容についての検討や当日の説明については、通級担当者が行う。
- 全体説明→小学校・中学校別→通級指導校別に行う。
- 小学校入学式翌日（中学校の入学式）の 15:45～16:30 に実施する。
- 主な内容
 - ・ 通級担当者の紹介
 - ・ 通級による指導について
 - ・ 手続書類について
 - ・ 通級による指導個人別教育課程の作成について
 - ・ 児童生徒向け、教職員向けの啓発について 等
- 合同連絡会までに、「様式第 4 号（通級指導承認書）」と「通級による指導の指導時間等について（通知）」を送付しておく。
- 通級指導教室リーフレットは、4 月末に学校教育課から各校へ送付する。

研修について

【通級指導教室部会】（年５回）

- 第１回 研修「教育課程について」
年間行事について、情報交換等
 - 第２回 研究授業・研究協議
情報交換等
 - 第３回 研究授業・研究協議
研修報告、情報交換等
 - 第４回 研究授業・研究協議
視察研修報告、情報交換等
 - 第５回 研究授業・研究協議
引継ぎについて、情報交換等
- ※ 特別支援教育教科等研究委員会（通級指導教室部会）主催

【通級指導教室担当者オンライン研修会（げついち研修）】

- 月１～２回 月曜日の１校時（８：２０～９：０５）に実施する。
 - ミニ研修、研修報告、指導案審議、情報交換等を行う。
- ※ 特別支援教育教科等研究委員会（通級指導教室部会）主催

【特別支援教育担当者研修会】（年２回）

- 自立活動の指導についての研修
 - 夏季休業と冬季休業
- ※ 学校教育課主催

【通級指導教室担当者連絡会】

- 第１回（５月）、第３回（１２月）、第４回（２月）の小委員会後と、特別支援教育担当者研修会の後に必要に応じて実施する。
 - 巡回指導対象者の調整等を行う。（２月）
- ※ 学校教育課主催

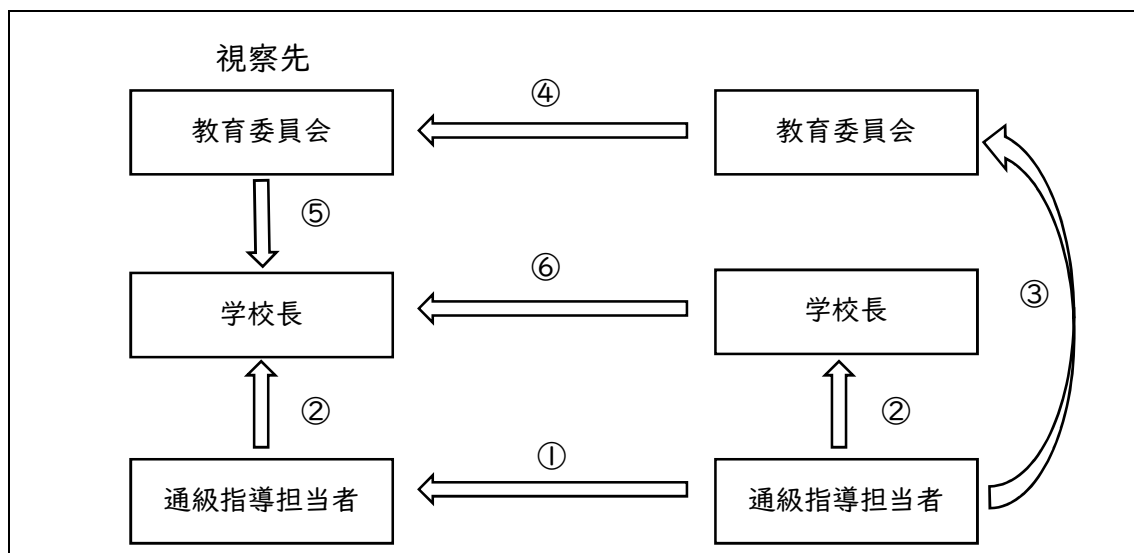
【視察研修】

- 宇和島市外の通級指導教室の視察を行い、学んだことを報告する。
- 視察先は、通級指導担当者連絡会等で調整する。
- 視察の視点：実態把握の仕方、自立活動の個別の指導計画、
教室経営の工夫、保護者参観・懇談、教材・教具
通級の啓発（教職員・児童生徒）、他校との連絡会
通級の開始と終了 等

※ 各学校の研修として実施

○ 依頼方法

- ① 研修該当者が視察したい学校の通級指導担当者に直接交渉する。
- ② 学校長の許可をもらう。（視察先も学校長に報告）
- ③ 学校教育課の通級指導担当者に視察先を報告する。
- ④ 市教委から視察先校のある教育委員会へ依頼する。
- ⑤ 視察先の教育委員会から学校へ連絡する。
- ⑥ 学校長から視察先校の校長へ電話で連絡依頼して文書を送付する。



令和〇年〇月〇日

〇〇立〇〇小学校
校長 〇〇 〇〇 様

宇和島市立〇〇小学校
校長 〇〇 〇〇

通級指導教室訪問のお願いについて

〇〇の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。
また、この度の通級指導教室訪問依頼につきまして、快く御内諾をいただきましたことを心より感謝申し上げます。
さて、特別支援教育の専門職としての識見を高め、資質の向上を図るため、通級指導担当者の視察研修を行います。下記の通り、貴校を訪問して研修を深めたいと考えております。
つきましては、校務御多用のところ誠に恐縮ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 訪問日時 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分～〇時〇分
- 2 訪問先 〇〇〇立〇〇小学校 通級指導教室
- 3 訪問者 宇和島市立〇〇小学校 教諭 〇〇 〇〇
(通級による指導担当者)
- 4 訪問目的 貴校通級指導教室の施設見学、授業参観、教室運営等について研修し、本校通級指導教室での指導や運営に生かす。
- 5 その他 〇〇〇〇

校 名	宇和島市立〇〇学校
所 在 地	宇和島市〇〇町〇〇
電 話	()
F A X	()
メー ル	

【通級による指導新担当者研修】

目的

- 新担当者が不安なく通級による指導ができるようにサポートする。
(O J T : On-the-Job Training)
- 新担当者の育成

実施内容

- 経験の長い担当者(リーダー教員)が新担当者の支援を年間3回以上行う。
- 小学校は小学校で、中学校は中学校でリーダー教員を選ぶ。

4月：新担当者がリーダー教員の授業参観を行う。(1日)

- ・ 自校通級、他校通級について参観
- ・ いろいろなタイプの児童生徒への指導を参観
- ・ 教室経営についての質疑応答

5月と2学期：リーダー教員が新担当者の授業を参観(各半日)

- ・ 午前、午後どちらも可(新担当者の希望で)
- ・ 授業についての助言・支援
- ・ 教室経営等の相談

- 通級指導教室が複数設置されている学校は、校内でO J Tを行う。
- リーダー教員1名が、新担当者1名を担当する。
- 日程調整等は、担当者同士で行う。依頼文書等は、リーダー教員の学校から送付する。日時を、学校教育課に報告する。
- O J Tの内容
 - ・ 対象児の実態把握、指導内容の設定、個別の指導計画の作成支援
 - ・ 通級による指導の対象となる可能性がある児童生徒の参観
 - ・ 自立活動の指導、在籍学級担任・教科担任等との連携について助言
- 研修における指導内容等の報告は不要。
- 新担当者は、リーダー教員の学校だけでなく、他の学校の参観も行うことができる。
- 最低3回の実施であるが、新担当者の希望や状況に合わせて増やしてもよい。(オンラインも利用可)

令和〇年〇月〇日

宇和島市立〇〇小学校長 〇〇 〇〇 様
通級指導教室担当 〇〇 〇〇 様

宇和島市立〇〇小学校長 〇〇 〇〇
通級指導教室担当 〇〇 〇〇

通級による指導新担当者研修の実施について

〇〇の候、皆様方におかれましては、御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の研修を下記の要領で開催いたします。つきましては、関係職員
の出席に御配慮くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日(〇) 〇時〇分～〇時〇分
- 2 会 場 宇和島市立〇〇小学校 〇〇教室
- 3 参加者 宇和島市立〇〇小学校 教諭 〇〇 〇〇(新担当者)
 宇和島市立〇〇小学校 教諭 〇〇 〇〇(リーダー教員)
- 4 内 容 ① 授業参観
 ② 指導・助言
 ③ 情報交換 等
- 5 その他 〇〇〇〇

巡回指導について

【対象者】

- ① 在籍校に通級指導教室が設置されておらず、かつ他校通級が困難な児童生徒
 - ② 通級指導校からの距離が遠い小・中学校に在籍する児童生徒
 - ③ 集団適応や人間関係等に課題があり、通級指導担当者による在籍学級の参観及び支援が定期的に必要な児童生徒
- ※ ②③については、①の内容も満たしていること
※ 希望者多数の場合は、上学年を優先する

【対象者決定の際の留意事項】

- ① 教育相談の際、巡回指導・他校通級の希望を聞く。巡回指導が利用できない場合、他校通級が可能かどうかを確認しておく。
- ② 第4回教育支援委員会小委員会（2月）後の通級指導教室担当者連絡会で巡回指導対象者について検討する。
- ③ 2月中（小委員会1週間後以降）に、巡回先校に通級指導担当者から連絡をし、教室の準備や時間割の調整が可能かどうか確認する。（校時表の確認）
巡回指導の体制を整えることが難しい場合は、他校通級または、待機とする。
- ④ 3月1日～10日までに、他校通級・巡回指導を利用する児童生徒の在籍校と保護者に通級の時間割・曜日について連絡しておく。（通級指導担当者→在籍校→保護者）
- ⑤ 通級指導担当者に変更する可能性があることを伝えておく。

【巡回指導について】

- 巡回指導を行う曜日等は、各教室で決める。
- 特別支援教育コーディネーターと協力して、巡回先校の教室環境等の整備を行う。

【巡回先校での啓発について】

- 教職員への啓発や在籍学級への啓発を行う。
- 児童生徒用・教職員用の啓発資料(PowerPoint)は、本庁サーバ→共通フォルダ→小・中学校→教科等研究委員会→特別支援→通級指導教室部会に保存している。
- 管理職をはじめ、学級担任や対象者に関わる教職員には、年1回以上授業参観をしていただくよう働きかける。

自立活動の内容（6区分 27項目）

区 分	項 目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

（「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章」（平成 29 年 4 月 文部科学省）より）

1対1の個別指導を行います。小グループでの指導もあります。

指導回数は、月1回から週8回までです。お子さんのニーズに合わせて決めます。

在籍校に通級指導教室がない場合、他校通級ができません。保護者の送迎をお願いします。学年や学校間の距離等により、保護者の責任の下、通級を行います。

指導を受ける時間は、授業時間扱いになります。通級することですぐ早退・遅刻・欠席にはなりません。

指導を受ける期間は、半年～数年と個人差があります。通級の目標が達成できたら終了になります。

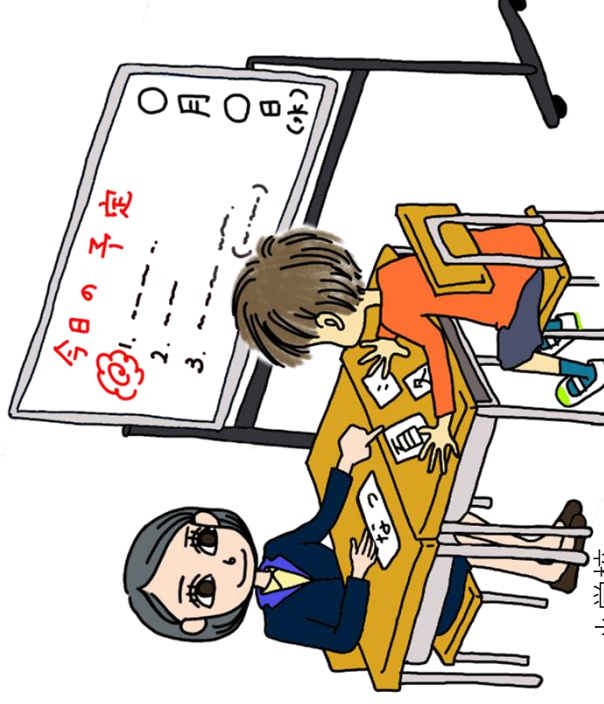
在籍校で指導が受けられる巡回指導もあります。通級指導教室の担当者が在籍校で指導を行います。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、在籍校、在籍学級と連携して指導を行います。

通級指導教室での学びを検討される場合は、在籍校の特別支援教育コーディネーターに御相談ください。



宇和島市通級指導教室 御案内



小学校

ことばの教室

(明倫小学校)

☎0895-22-0183

のびのび教室

(和霊小学校)

☎0895-22-0358

わくわく教室

(番城小学校)

☎0895-27-0715

中学校

まなびの教室

(城南中学校)

☎0895-22-1274

あすなろ教室

(城北中学校)

☎0895-22-0281

通級による指導とは

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部を障がいに応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。

宇和島市には5校6教室の通級指導教室があります。

例えばこのようなことで困っているお子さんのための教室です

【行動のこと】

- ・落ち着きがない。
- ・集団行動がとりにくい。
- ・気持ちの切り替えが苦手。
- ・整理整頓が難しい。
- ・忘れやすい。
- ・こだわりが強い。

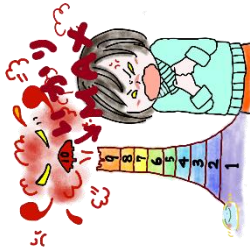


【対人関係のこと】

- ・友達とうまく遊べない。
- ・気持ちを伝えることが苦手。
- ・人の気持ちを考えることが苦手。
- ・一方的に話してしまう。



- ・気持ちの整理の仕方を身に付ける。
- ・アンガーマネジメント。
- ・メモする方法を身に付ける。
- ・自分なりの集中できる方法を見付ける。



- ・会話のパターンを学ぶ。
- ・表情から気持ちを読み取る。
- ・気持ちを表す言葉を知る。

【学習のこと】

- ・行をとばして読む。
- ・板書に時間が掛かる。
- ・読み書きが難しい。
- ・漢字が覚えられない。
- ・計算だけができない。



【言葉のこと】

- ・発音できない音がある。
- ・最初の言葉が出にくい。
- ・学校や外出先で話さない。
- ・語彙が少ない。



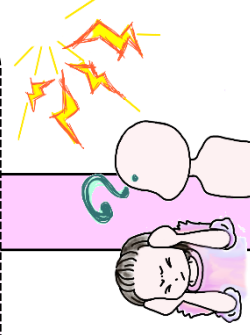
- ・自分に合った漢字の覚え方を見付ける。
- ・ICTを活用して読み書きを楽にする。
- ・道具を利用して苦手さをカバーする方法を考え、練習する。



- ・音を正しく聞き分ける。
- ・発音練習をする。
- ・楽な話し方を考え、実践してみる。

【その他】

- ・新しいことに緊張する。
- ・音や眩しさなどに過敏である。
- ・集団が苦手である。



- ・自分の強みと弱みを知る。
- ・苦手な感覚を遮断するグッズを試してみる。
- ・してもらいたいことを伝える練習をする。



通級指導教室で自立活動の指導を行います